

随意契約の公表（令和7年10月～令和8年3月締結分）

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含 む]	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
1	東讃ブロック統括 センター 工務課	石神浄水場No.2洗 浄ポンプ修繕	令和7年10月3日	令和7年10月3日 ～ 令和7年11月28日	(株)カナック 高松市三谷町136	2,200,000	第5号	洗浄ポンプが故障し、断水となる恐れが生じたことから、早急な修繕が必要となり、技術的にも信頼があり迅速な対応が可能な3者から見積りを徴収し、最低見積者と随意契約により契約を締結した。	
2	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター13mm (ロング・舶来ネジ) 改造修理ほか4件	令和8年2月2日	令和8年2月2日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人鶴足津 福祉会高瀬荘 三豊市高瀬町佐股乙 425-3	6,407,104	第3号	地方公営企業法施行令で定める障害者福祉サービス事業を行う施設を受託対象として公募したところ、唯一申し込みがあり、選定基準に基づく審査を行い、適当と認められたため、随意契約により契約を締結した。	
3	高松ブロック統括 センター 浄水課	各浄水場水道施設 電動バルブ保守点 検業務	令和7年10月9日	令和7年10月9日 ～ 令和8年3月19日	東邦電機工業(株) 高松市国分寺町柏原 863-1	7,590,000	第2号	当該電動バルブは、構造や仕様がメーカー特有のものであるため、精通している者でなければ点検が困難である。東邦電機工業(株)は製造会社から代理店に指定され、その仕様等を熟知しており、同社以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
4	中讃ブロック統括 センター 浄水課	まんのう町高屋原 浄水場粒状活性炭 取替業務委託(2 基)	令和7年11月21日	令和7年11月21日 ～ 令和8年1月16日	(株)平成商事 高松市朝日町2-6-12	12,650,000	第5号	満濃池の水質が急激に悪化し、現状の粒状活性炭が機能しなくなったため、緊急的に粒状活性炭の交換を実施する必要が生じたことから、4者から見積徴収を行い、随意契約により契約を締結した。	
5	西讃ブロック統括 センター 工務課	茂木浄水場電気計 装設備点検業務	令和7年10月23日	令和7年10月23日 ～ 令和8年3月31日	(株)正興電機製作所 四 国営業所 高松市寿町2-2-10	5,694,700	第2号	契約業者制作設備の点検業務であり、密接不可分関係であるため。	
6	西讃ブロック統括 センター 工務課	一の宮浄水場電気 計装設備点検業務	令和7年11月11日	令和7年11月11日 ～ 令和8年3月31日	(株)日立製作所 四国支 社 高松市紺屋町9-6	3,949,000	第2号	契約業者制作設備の点検業務であり、密接不可分関係であるため。	
7	西讃ブロック統括 センター 工務課	田野々浄水場水質 改善業務	令和7年12月17日	令和7年12月17日 ～ 令和8年3月31日	(株)フソウ 四国本店 高松市郷東町792-8	3,399,000	第2号	早急な水質改善対策を必要とする業務であり、(株)フソウは四国内唯一の本業務に係る装置導入実績を有する業者であるとともに、当該浄水場の築造以降、施設更新・維持管理及び水質管理を継続して行っており、当該施設・水質に精通している左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含 む]	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
8	本部 企画調整課	香川県広域水道企 業団水道料金シス テム高松市下水道 使用料料金改定対 応業務	令和7年11月11日	令和7年11月11日 ～ 令和8年3月31日	日本電気(株)四国支社 高松市中野町29-2	12,372,800	第2号	日本電気(株)は、企業団の水道料金システム 構築及び保守・運用を行っていることから、 同社以外の者に履行させた場合、水道料金 システムの保守・運用に著しい支障が生じる 可能性があるため、随意契約により契約を 締結した。	
9	本部 計画課	水道用自動作図積 算システム機器	令和7年10月1日	令和7年10月1日 ～ 令和13年1月31日	(株)管総研 兵庫県尼崎市浜1-1-1	22,143,000	第2号	本システムを開発しプログラム等についての 著作権を有している(株)管総研でなければ、 ハードウェアとソフトウェアの保守管理におい て、障害発生時に迅速な対応が困難となるこ とから随意契約により契約を締結した。	長期継続 契約